

第 6 8 回 税 理 士 試 験 固 定 資 産 税

●はじめに

今回の本試験は、第67回ほどではないが、計算のボリュームが多い問題であった。ただし、難易度的にはそれほど高い問題でなかったため、計算で高得点を取ったうえで、理論の問2でどこまで解答できたかがポイントになると考えられる。

Z-68-K〔第一問〕解 答

問 1 -30点-

1. 区分所有家屋 〔5〕

(1) 税額の按分

区分所有家屋に対して課する固定資産税については、区分所有法に規定する区分所有者は、共有物の連帯納税義務の規定にかかわらず、当該区分所有家屋に係る固定資産税額を専有部分の床面積の割合により按分した額を納付する義務を負う。

(2) 居住用超高層建築物に係る税額の按分 〔7〕

区分所有家屋のうち、居住用超高層建築物（高さが60mを超える建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの）に対して課する固定資産税については、当該居住用超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、共有物の連帯納税義務の規定にかかわらず、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税額を、次の専有部分の区分に応じ、それぞれに定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合により按分した額を納付する義務を負う。

① 人の居住の用に供する専有部分

当該専有部分の床面積を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

＊ 上記により補正した専有部分の床面積は、居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から下記②に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

人の居住の用に供する専有部分の床面積 $\times \{100 + (10/39) \times (\text{人の居住の用に供する専有部分が所在する階} - 1)\}$

② 上記①以外の専有部分

当該専有部分の床面積

(3) 補 正 〔2〕

専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、税額按分の基礎となる持分の割合は、一定の方法により当該割合を補正した割合となる。

(4) 全員の共有に属する共用部分がない場合 〔2〕

区分所有法の規定による規約により区分所有者又は管理者が所有する共用部分については、当該共用部分を区分所有者全員の共有に属するものとみなして、上記(1)を適用する。

2. 区分所有家屋の敷地

(1) 税額の按分 〔5〕

区分所有家屋の敷地の用に供されている土地（以下「共用土地」という。）で、次の要件を満たすものに対して課する固定資産税については、当該共用土地に係る納税義務者で区分所有家屋の各区分所有者であるもの（以下「共用土地納税義務者」という。）は、共有物の連帯納税義務の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合により按分した額を納付する義務を負う。

- ① 区分所有家屋の区分所有者全員により共有されているものであること
- ② 各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合が、区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る持分の割合と一致するものであること

(2) 補 正 〔2〕

当該共用土地が住宅用地及び住宅用地以外を併せ有する土地である場合又は小規模住宅用地及び小規模住宅用地以外の住宅用地を併せ有する土地である場合には、税額按分の基礎となる持分の割合は、一定の方法により当該割合を補正した割合となる。

(3) 全員の共有に属する共用部分がない場合 〔2〕

共用土地に係る区分所有家屋に区分所有者全員の共有に属する共用部分がない場合には、上記1. (4)を準用する。

(4) 持分割合が一致しない共用土地の税額の按分 〔5〕

上記(1)①の要件には該当するが、②の要件には該当しない共用土地に対して課する固定資産税については、共用土地納税義務者全員の合意により定めた割合により固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が当該割合により按分することが適当であると認めたときは、各共用土地納税義務者は、共有物の連帯納税義務の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を納付する義務を負う。

問2 -20点-

価格の据置き又は修正基準による価格の引下げを前提とした場合、「変動する場合」として、①負担調整措置の適用を受ける場合、②商業地等の減額の適用を受ける場合、③住宅用地等の減額の適用を受ける場合を掲げることができる。

1. 負担調整措置 〔12〕

平成31年度において宅地等調整固定資産税額及び上限の適用を受ける場合、固定資産税額が変動する。また、平成31年度において修正基準による価格の引下げがされ負担水準が上昇する場合、商業地等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額の適用により固定資産税額が変動することが考えられる。

(1) 宅地等調整固定資産税額

宅地等に係る固定資産税額は、当該年度分の固定資産税額が、前年度課税標準額に、当該年度分の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(2) 上 限

上記(1)の適用を受ける商業地等に係る宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該年度分の価格に10分の6を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、上記(1)にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(3) 商業地等据置固定資産税額

商業地等のうち当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る固定資産税額は、上記(1)にかかわらず、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

(4) 商業地等調整固定資産税額

商業地等のうち当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る固定資産税額は、上記(1)にかかわらず、当該年度分の価格に10分の7を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

2. 商業地等の減額 3

平成31年度において商業地等の減額の適用がされる場合、固定資産税額が変動する。

市町村は、平成31年度分の固定資産税について、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が負担調整措置の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。）が、当該商業地等に係る当該年度分の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る固定資産税額から減額することができる。

3. 住宅用地等の減額 5

平成31年度において住宅用地等の適用がされる場合、固定資産税額が変動する。

市町村は、平成31年度分の固定資産税について、当該市町村の区域において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地をいう。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が負担調整措置の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額とする。）が、次の区分に応じ、それぞれに定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

(1) 下記(2)以外

当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度課税標準額に、100分の110以上の割合であって住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下、「負担上限割合」という。）を乗じて得た額を当該住宅用地等に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

(2) 平成30年度分の固定資産税について、住宅用地等の減額又は商業地等の減額の規定の適用があった場合

当該住宅用地等に係る平成30年度分の商業地等の減額又は住宅用地等の減額の適用後の固定資産税の課税標準となるべき額に、負担上限割合を乗じて得た額を当該住宅用地等に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

問1は難易度の低い問題であったため、高得点が求められることになると考えられる。一方、問2は一見容易な問題に見えるが、非常に難易度の高い問題であるため、負担調整措置の部分で部分点が取れていれば十分であると考えられる。結果、理論は問1及び問2合計で33点から37点程度必要になると考えられる。

▶解答への道◀

問 1

区分所有家屋及びその敷地の特例について説明する。

なお、模範解答には含めていないが、被災区分所有家屋の特例も解答範囲に入れることができる。

問 2

問題文章が曖昧であり、様々な解釈をすることができる問題であるが、固定資産税の免除制度の適用や土地そのものの状況変化などがあることを前提にすると、解答範囲を特定するのが困難となるため、模範解答ではそれらの前提がないことを前提に解答を作成している。これらを前提にするならば、課税がされることを前提に、価格が据置かれるか、修正基準の適用により価格が引下げられることが前提になる。

さらに上記を前提として、商業地等について問われていることを考慮すると、負担調整措置の説明が求められていると解釈できるため、模範解答では地方税法附則第18条（宅地等に係る負担調整措置）を中心として、それと関連する同法第21条（商業地等の減額）及び第21条の2（住宅用地等の減額）を解答をしている。

ただし、価格の据置き又は引下げを前提にするならば平成31年度に下限の適用がされることは考えられないため、解答範囲からは除いている。

Z-68-K〔第二問〕解 答

問1 -25点-

A市	B市
84,900円 5	120,500円 5

計 算 過 程

< A市課税分 >

I. 課税方法の判定

1. 三大都市圏の特定市に所在
 2. 市街化区域設定年度（平成29年度）
- ∴ 市街化区域設定年度から課税の適正化措置

II. 課税標準額 4

1. 本来の税額

$$45,500,000円 \times \frac{1}{3} = 15,166,666円$$

$$15,166,666円 \times 0.4 = 6,066,666円$$

$$6,066,666円 \times \frac{1.4}{100} = 84,933円$$

2. 市街化区域農地調整固定資産税額

(1) 原 則

① 平成29年度課税標準額

(イ) 仮定本則税額

$$48,000,000円 \times \frac{1}{3} = 16,000,000円$$

$$16,000,000円 \times \frac{1.4}{100} = 224,000円$$

(ロ) 仮定調整税額

① 原 則

$$15,000,000円 + 16,000,000円 \times \frac{5}{100} = 15,800,000円$$

$$15,800,000円 \times \frac{1.4}{100} = 221,200円 < 224,000円 \quad \therefore \text{下限の判定}$$

② 下 限

$$16,000,000円 \times \frac{2}{10} = 3,200,000円$$

$$3,200,000円 \times \frac{1.4}{100} = 44,800円$$

$$\text{㊦} \quad 44,800円 \leq 221,200円 \quad \therefore 15,800,000円$$

$$\text{②} \quad 15,800,000円 + 15,166,666円 \times \frac{5}{100} = 16,558,333円$$

$$16,558,333円 \times \frac{1.4}{100} = 231,816円 \geq 84,933円$$

$$\therefore 6,066,666円 \geq 300,000円 \rightarrow 6,066,000円 \quad (\text{千円未満切捨})$$

III. 固定資産税額

$$6,066,000円 \times \frac{1.4}{100} = 84,924円 \rightarrow 84,900円 \quad (\text{百円未満切捨})$$

< B市課税分 >

I. 課税標準額

1. 土地 Y 4

(1) 本来の税額

$$69,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 966\text{円}$$

(2) 農地調整固定資産税額

① 負担水準及び負担調整率

(イ) 平成29年度課税標準額

㊦ 本来の税額

$$67,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 938\text{円}$$

㊧ 農地調整固定資産税額

(a) 負担水準及び負担調整率

$$\frac{55,000\text{円}}{67,000\text{円}} = 0.82 \quad 0.8 \leq 0.82 < 0.9 \quad \therefore 1.05$$

(b) $55,000\text{円} \times 1.05 = 57,750\text{円}$

$$57,750\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 808\text{円}$$

$$\ominus \quad 938\text{円} > 808\text{円} \quad 57,750\text{円}$$

$$\text{(ハ)} \quad \frac{57,750\text{円}}{69,000\text{円}} = 0.83 \quad 0.8 \leq 0.83 < 0.9 \quad \therefore 1.05$$

② $57,750\text{円} \times 1.05 = 60,637\text{円}$

$$60,637\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 848\text{円}$$

$$(3) \quad 966\text{円} > 848\text{円} \quad \therefore 60,637\text{円}$$

2. 土地 Z

(1) 住宅用地の判定

① 一部居住用家屋

② 居住部分の割合

$$\frac{580\text{m}^2 + 440\text{m}^2 \times \frac{580\text{m}^2}{1,560\text{m}^2}}{2,000\text{m}^2} = \frac{743.58\text{m}^2}{2,000\text{m}^2} (0.37) \geq \frac{1}{4}$$

$\therefore$ 住宅用地の特例がある。

(2) 住宅用地の面積

$$\text{①} \quad 2,000\text{m}^2 \times 10 \geq 2,500\text{m}^2 \quad \therefore 2,500\text{m}^2$$

$$\text{②} \quad \frac{1}{4} \leq 0.37 < \frac{1}{2} \quad \therefore 0.5$$

$$\text{③} \quad \text{①} \times \text{②} = 1,250\text{m}^2$$

(3) 小規模住宅用地の面積

$$\text{①} \quad 1,250\text{m}^2 > 200\text{m}^2$$

$$\text{②} \quad \frac{1,250\text{m}^2}{3} > 200\text{m}^2$$

$$\text{③} \quad 200\text{m}^2 \times 3 = 600\text{m}^2$$

(4) 各用途

$$\text{①} \quad \text{小規模住宅用地} \quad 600\text{m}^2$$

$$\text{②} \quad \text{一般住宅用地} \quad 1,250\text{m}^2 - 600\text{m}^2 = 650\text{m}^2$$

$$\text{②} \quad \text{非住宅用地} \quad 2,500\text{m}^2 - 1,250\text{m}^2 = 1,250\text{m}^2$$

(5) 小規模住宅用地 2

① 本来の税額

$$23,600,000\text{円} \times \frac{600\text{m}^2}{2,500\text{m}^2} \times \frac{1}{6} = 944,000\text{円}$$

$$944,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 13,216\text{円}$$

② 宅地等調整固定資産税額

(イ) 原則

㊦ 平成29年度課税標準額

$$19,000,000\text{円} \times \frac{600\text{m}^2}{2,500\text{m}^2} \times \frac{970\text{億円}}{6,000\text{億円}} = 737,200\text{円}$$

$$\textcircled{E} \quad 737,200\text{円} + 944,000\text{円} \times \frac{5}{100} = 784,400\text{円}$$

$$784,400\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 10,981\text{円} < 13,216\text{円} \quad \therefore \text{下限の判定}$$

(ロ) 下限

$$944,000\text{円} \times \frac{2}{10} = 188,800\text{円}$$

$$188,800\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 2,643\text{円}$$

$$(ハ) \quad 2,643\text{円} \leq 10,981\text{円} \quad \therefore \quad 784,400\text{円}$$

(6) 一般住宅用地 2

① 本来の税額

$$23,600,000\text{円} \times \frac{650\text{m}^2}{2,500\text{m}^2} \times \frac{1}{3} = 2,045,333\text{円}$$

$$2,045,333\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 28,634\text{円}$$

② 宅地等調整固定資産税額

(イ) 原則

㊦ 平成29年度課税標準額

$$19,000,000\text{円} \times \frac{650\text{m}^2}{2,500\text{m}^2} \times \frac{164\text{億円}}{590\text{億円}} = 1,373,152\text{円}$$

$$\textcircled{E} \quad 1,373,152\text{円} + 2,045,333\text{円} \times \frac{5}{100} = 1,475,418\text{円}$$

$$1,475,418\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 20,655\text{円} < 28,634\text{円} \quad \therefore \text{下限の判定}$$

(ロ) 下限

$$2,045,333\text{円} \times \frac{2}{10} = 409,066\text{円}$$

$$409,066\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 5,726\text{円}$$

$$(ハ) \quad 5,726\text{円} \leq 20,655\text{円} \quad \therefore \quad 1,475,418\text{円}$$

(7) 非住宅用地 3

① 負担水準及び判定

(イ) 平成29年度課税標準額

㊦ 負担水準及び判定

$$\frac{11,000,000\text{円}}{19,000,000\text{円}} = 0.57 < 0.6 \quad \therefore \text{宅地等調整固定資産税額}$$

㊧ 本来の税額

$$19,000,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 266,000\text{円}$$

㊨ 宅地等調整固定資産税額

(a) 原則

$$11,000,000\text{円} + 19,000,000\text{円} \times \frac{5}{100} = 11,950,000\text{円}$$

$$11,950,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 167,300\text{円} < 266,000\text{円} \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

(b) 上限

$$19,000,000\text{円} \times \frac{6}{10} = 11,400,000\text{円}$$

$$11,400,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 159,600\text{円}$$

(c) 下限

$$19,000,000\text{円} \times \frac{2}{10} = 3,800,000\text{円}$$

$$3,800,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 53,200\text{円}$$

$$(d) \quad 159,600\text{円} < 167,300\text{円} \quad \therefore \quad 11,400,000\text{円} \times \frac{1,250\text{m}^2}{2,500\text{m}^2} = 5,700,000\text{円}$$

$$(v) \quad \frac{5,700,000\text{円}}{23,600,000\text{円} \times \frac{1,250\text{m}^2}{2,500\text{m}^2}} = 0.48 < 0.6 \quad \therefore \text{宅地等調整固定資産税額}$$

(=11,800,000円)

② 本来の税額

$$11,800,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 165,200\text{円}$$

③ 宅地等調整固定資産税額

(イ) 原則

$$5,700,000\text{円} + 11,800,000\text{円} \times \frac{5}{100} = 6,290,000\text{円}$$

$$6,290,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 88,060\text{円} < 165,200\text{円} \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

(v) 上限

$$11,800,000\text{円} \times \frac{6}{10} = 7,080,000\text{円}$$

$$7,080,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 99,120\text{円}$$

(ハ) 下 限

$$11,800,000円 \times \frac{2}{10} = 2,360,000円$$

$$2,360,000円 \times \frac{1.4}{100} = 33,040円$$

$$(ニ) 33,040円 \leq 88,060円 \leq 99,120円 \quad \therefore 6,290,000円$$

$$(8) 784,400円 + 1,475,418円 + 6,290,000円 = 8,549,818円$$

$$3. 60,637円 + 8,549,818円 = 8,610,455円 \geq 300,000円 \rightarrow 8,610,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

II. 固定資産税額

$$8,610,000円 \times \frac{1.4}{100} = 120,540円 \rightarrow 120,500円 \text{ (百円未満切捨)}$$

問2 -25点-

A市	B市	C市	D市
18,214,600円 3	7,969,100円 3	24,162,700円 3	5,140,800円 3

計 算 過 程

I A市・B市・C市及びD市の課税標準額

1. 船舶甲 2

(1) 価 格

$$572,000,000円 \times \left(1 - \frac{0.142}{2} \right) = 531,388,000円$$

(2) 課税標準の特例

$$531,388,000円 \times \frac{1}{2} = 265,694,000円$$

(3) 配分価格

$$c \text{ 港 } 265,694,000円$$

2. 船舶乙 3

(1) 価 格

① 本体部分

(イ) 平成27年度分

$$200,000,000円 \times \left(1 - \frac{0.162}{2} \right) = 183,800,000円$$

(ロ) 平成28年度分

$$183,800,000円 \times (1 - 0.162) = 154,024,400円$$

(ハ) 平成29年度分

$$154,024,400円 \times (1 - 0.162) = 129,072,447円$$

(ニ) 平成28年度分

$$129,072,447円 \times (1 - 0.162) = 108,162,710円$$

(2) 課税標準の特例

$$108,162,710円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 18,027,118円$$

(3) 配分価格

$$\begin{array}{l} \text{a 港} \\ \text{b 港} \end{array} \quad 18,027,118\text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{10 \text{ 回}}{10 \text{ 回} + 5 \text{ 回} (=15 \text{ 回})} = 12,018,078\text{円} \\ \frac{5 \text{ 回}}{15 \text{ 回}} = 6,009,039\text{円} \end{array} \right.$$

3. 船舶丙 2

(1) 価 格

① 本体部分

(イ) 平成29年度分

$$888,000,000\text{円} \times \left(1 - \frac{0.162}{2} \right) = 816,072,000\text{円}$$

(ロ) 平成30年度分

$$816,072,000\text{円} \times (1 - 0.162) = 683,868,336\text{円}$$

(2) 課税標準の特例

$$683,868,336\text{円} \times \frac{1}{6} \times \frac{1}{3} = 37,992,685\text{円}$$

(3) 配分価格

$$\begin{array}{l} \text{a 港} \\ \text{b 港} \\ \text{c 港} \end{array} \quad 37,992,685\text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{10 \text{ 回}}{10 \text{ 回} + 6 \text{ 回} + 4 \text{ 回} (=20 \text{ 回})} = 18,996,342\text{円} \\ \frac{6 \text{ 回}}{20 \text{ 回}} = 11,397,805\text{円} \\ \frac{4 \text{ 回}}{20 \text{ 回}} = 7,598,537\text{円} \end{array} \right.$$

$$* \text{ a 港 } 5 \text{ 回} \times 2 = 10 \text{ 回}$$

4. 鉄道丁 2

$$\begin{array}{l} \text{A 市} \\ \text{B 市} \\ \text{C 市} \\ \text{D 市} \end{array} \quad 3,500,000,000\text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{70\text{km}}{70\text{km} + 30\text{km} + 80\text{km} + 20\text{km} (=200\text{km})} = 1,225,000,000\text{円} \\ \frac{30\text{km}}{200\text{km}} = 525,000,000\text{円} \\ \frac{80\text{km}}{200\text{km}} = 1,400,000,000\text{円} \\ \frac{20\text{km}}{200\text{km}} = 350,000,000\text{円} \end{array} \right.$$

5. 車両戊 4

(1) 課税標準の特例

$$425,000,000\text{円} \times \frac{1}{3} = 141,666,666\text{円}$$

(2) 配分価格

① 単線換算キロ数割

$$\begin{array}{l} \text{A 市} \\ \text{B 市} \\ \text{C 市} \\ \text{D 市} \end{array} \quad 141,666,666\text{円} \times \frac{1}{2} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{70\text{km}}{200\text{km}} = 24,791,666\text{円} \\ \frac{30\text{km}}{200\text{km}} = 10,624,999\text{円} \\ \frac{80\text{km}}{200\text{km}} = 28,333,333\text{円} \\ \frac{20\text{km}}{200\text{km}} = 7,083,333\text{円} \end{array} \right.$$

② 走行キロ数割

A市

B市

C市

D市

$$141,666,666円 \times \frac{1}{2} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{1,000km}{1,000km+800km+1,200km+500km (=3,500km)} = 20,238,095円 \\ \frac{800km}{3,500km} = 16,190,476円 \\ \frac{1,200km}{3,500km} = 24,285,714円 \\ \frac{500km}{3,500km} = 10,119,047円 \end{array} \right.$$

③ 計

A市

B市

C市

D市

$$24,791,666円 + 20,238,095円 = 45,029,761円$$

$$10,624,999円 + 16,190,476円 = 26,815,475円$$

$$28,333,333円 + 24,285,714円 = 52,619,047円$$

$$7,083,333円 + 10,119,047円 = 17,202,380円$$

6. 課税標準額（千円未満切捨）

A市

B市

C市

D市

$$12,018,078円 + 18,996,342円 + 1,225,000,000円 + 45,029,761円$$
$$= 1,301,044,181円 \geq 1,500,000円 \rightarrow 1,301,044,000円$$

$$6,009,039円 + 11,397,805円 + 525,000,000円 + 26,815,475円$$
$$= 569,222,319円 \geq 1,500,000円 \rightarrow 569,222,000円$$

$$265,694,000円 + 7,598,537円 + 1,400,000,000円 + 52,619,047円$$
$$= 1,725,911,584円 \geq 1,500,000円 \rightarrow 1,725,911,000円$$

$$350,000,000円 + 17,202,380円 = 367,202,380円 \geq 1,500,000円 \rightarrow 367,202,000円$$

II 固定資産税額（百円未満切捨）

A市

B市

C市

D市

$$1,301,044,000円 \times \frac{1.4}{100} = 18,214,616円 \rightarrow 18,214,600円$$

$$569,222,000円 \times \frac{1.4}{100} = 7,969,108円 \rightarrow 7,969,100円$$

$$1,725,911,000円 \times \frac{1.4}{100} = 24,162,754円 \rightarrow 24,162,700円$$

$$367,202,000円 \times \frac{1.4}{100} = 5,140,828円 \rightarrow 5,140,800円$$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

多少ボリュームはあり、電卓ミスの生じる余地のある問題ではあるが、すべて学習済みの項目であり、難易度は高くない問題であるため、最終値を合わせることが求められると考えられる。

▶解答への道◀

問 1

(1) 土地 X

三大都市圏の特定市の市街化区域内の農地であるため、特定市街化区域農地として取扱う。

なお、平成29年度が宅地並み課税の初年度にあたるため、2年度目にあたる平成30年度の計算では、軽減率0.4を適用する。また、平成29年度において、軽減率の適用を受け、本来の税額が実現していると考えられるため、軽減率の適用がなかったものとみなした場合の仮定計算が必要となる。

(2) 土地 Y

市街化調整区域内の農地であるため、一般農地として取扱う。

なお、平成29年度課税標準額が与えられていないため、平成30年度の計算に先立って計算する。

(3) 土地 Z

① 区画 C

区画Cについては、専ら保養の用に供している否かは不明であるが、もともと別荘としてあたえられていること及び毎月1日以上居住の用に供するものではない旨の資料がわざわざ与えられていることを考慮して、別荘として取扱う。

② 負担調整措置

平成29年度の用途は非住宅用地であり、平成30年度の用途は小規模住宅用地、一般住宅用地及び非住宅用地であるため、小規模住宅用地及び一般住宅用地については、用途変更宅地等に該当する。一方、用途変更宅地等に該当しない非住宅用地については、実際の平成29年度を使用するが、問題に直接与えられていないため、平成30年度の計算に先立って計算する。

(4) 端数処理

甲はB市内に家屋も所有しており、本来、端数処理は家屋の分も含めて行われるため、端数処理をしないことも別解として認められると考えられる。

問2

(1) 船 船

① 課税標準の特例

船舶甲は(2)①の資料から内航船舶と判断できるため、特例率は2分の1となる。

船舶乙は(3)①の資料から内航船舶のうち専ら離島航路事業の用に供する船舶と判断できるため、特例率は2分の1の額に3分の1を乗じた6分の1となる。

船舶丙は(4)①の資料から外航船舶のうち国際船舶と判断できるため、特例率は6分の1の額に3分の1を乗じた18分の1となる。

② 配 分

船舶甲及び船舶乙は3,000総トン数未満の船舶であるため、原則として入港回数が5回以上のてい泊港が所在する市町村が配分市町村となる。結果、船舶甲は、5回以上のてい泊港がないことから、てい泊港のうち前年中の入港回数が最も多いてい泊港であるc港に全額配分する。船舶乙はa港及びb港に配分する。これに対して、船舶丙は、3,000総トン数以上の船舶であるため、すべてのてい泊港所在の市町村が配分市町村となる。結果、a港、b港及びc港に配分する。

③ 不開港

a港は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港（外国貿易のため税関が設置されている港）以外の港（不開港という）に該当するため、外航船舶である船舶丙の入港回数は2倍した数値となる。

(2) 鉄道丁

鉄道については、鉄道及び軌道施設が所在する市町村に対し、賦課期日現在における単線換算キロ数で配分する。

(3) 車両戊

車両については、車両が走行する軌道の所在する市町村に、価格の2分の1は賦課期日現在における単線換算キロ数で、残りの2分の1は賦課期日現在における運行図表に基づく走行キロ数に基づいて配分する。

●おわりに

理論と計算合計で、83点がボーダーライン、88点以上が合格確実ラインになると予想される。